

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月27日

千葉市監査委員	穴 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 井 茂 隆
同	青 山 雅 紀

7千総総第1074号

令和8年3月16日

千葉市監査委員	宍倉輝雄	
同	宮原清貴	様
同	石井茂隆	
同	青山雅紀	

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第11号、令和6年度監査報告第9号及び第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（１）契約事務 ア 受託者の資格要件を確認すべきもの （保健福祉局） （ア）事案及び問題点 千葉県産後ケア事業実施要綱第 5 条によると、本事業は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を運営する者であって、類似の産後ケア事業についての実績があることや賠償責任保険に加入していることなどの要件を満たすものに委託して行うものとしてとされている。 しかしながら、同事業関係書類を確認したところ、毎年度病院等を運営する者から受託希望の申出を受けているが、その際に受託希望年度の賠償責任保険の加入状況を確認していなかった。 これは、新規登録の際に賠償責任保険の加入を確認しているため、継続して加入していると考えていたこと及び当該サービスの事故等の処理については、まずは受託者が責任を負うため、市が責任を負う可能性があることの認識が希薄であったことが一因として考えられる。 （イ）指摘 受託者の資格要件については、事業の目的を達成するために必要なものであることから、毎年度確認を行われない。	千葉県産後ケア事業業務委託契約については、毎年度、健康支援課長が発出する次年度の意向調査に関する通知の中で、事業者等が受諾申込をするに際し、賠償責任保険（以下「保険」という。）証書の提出を求め、契約前に保険の加入状況を確認することとした。 また、年度途中で保険期間が満了する事業者に対しては、随時、保険期間満了後の保険証書を提出させることにより、受託者が資格要件を満たしていることを確認している。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
（１）収入事務 ア 道路占用料の免除の手続を適正に行うべきもの（都市局） （ア）事案及び問題点 千葉市道路占用料条例（昭和 3 0 年千葉市条例第 3 3 号）第 5 条第 5 号及び千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱第 2 条（１）オ（キ）によると、下水道の各戸引込地下埋設管については、占用者の申請により占用料を免除することができる」とされている。また、同条例施行規則（平成 9 年千葉市規則第 2 8 号）第 4 条第 1 項によると、占用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、道路占用料減免申請書により市長に申請しなければならないとされている。 しかしながら、区画整理における下水道の各戸引込地下埋設管の道路占用料については、免除の措置を受けようとする者から道路占用料減免申請書による申請がなされていないにもかかわらず、道路占用料を免除していた。 （イ）指摘 道路占用料の免除については、免除の措置を受けようとする者からの申請により決定するものであることから、条例等に基づき適正に行われたい。	区画整理における下水道の各戸引込地下埋設管の道路占用料の減免については、免除の措置を受けようとする者からの道路占用料減免申請書による申請により、決定することとし、条例等に基づき適正に行っている。

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
(2) 指摘 ア 新システムの検証等を行うべきもの （財政局） (ア) 事案 公有財産台帳は、公有財産の状況を明らかにするとともに、その適正な管理を図るため、千葉市公有財産規則（昭和 40 年千葉市規則第 11 号）第 36 条により備えなければならないとされている。 公有財産台帳への正確性を確保する仕組みの検討については、令和 4 年度第 2 期の行政監査にて財政局に対し意見を述べたところである。その後、財政局では、新たな管理システムである「資産データベースシステム（以下「新システム」という。）」を令和 6 年 3 月に導入した。 新システムでは、公有財産に関する情報を管理していた従前のシステムに、新たに固定資産に関する情報を管理する機能を統合し、両者の情報の一元的な管理が可能となっており、これは、管理事務の利便性及び業務効率を向上させる取組として評価できるものである。 しかしながら、今回の監査において、新システムにより整備されている公有財産台帳の登録内容及び運用方法に、次のような問題点や疑義が確認された。 a 公有財産台帳には登録が不要な国有地等の借受財産、地方公営企業の用に供する資産等の一部が登録されていた。 b 施設の所管課について、新システムに誤った部署が登録され、その後も修正が行われていないものがあった。 c PFI 事業、リース契約等のうち、期間経過後に建物の所有権が市に移転するものについて、台帳への登録時期が統一されていなかった。 d 新システムでは、用途に応じて複	指摘事項とされた、新システムに係る問題点又は疑義の具体的事例について検証し、以下のとおり対応した。 a 借受財産及び企業財産について 借受財産及び企業財産については、公有財産台帳への登録は不要であるため、令和 6 年 3 月 1 日の新システム運用開始時から、新規登録は行わないこととした。また、既に登録されているものについては、公有財産台帳としての情報ではないものの、これらの情報には、登録情報の変更履歴等の有用な情報も含まれていること等を鑑み、一律で削除する対応は行わないこととした。 b 施設情報の所管課登録の誤りについて 公有財産台帳における所管課登録の誤りについては、令和 7 年 3 月 30 日付けで、正しい所管課登録への修正を完了した。 c PFI、リース資産の台帳登録時期について リース資産等の登録時期については、契約期間の終了により市に所有権が移転した際に、管財課長へ公有財産通知書を提出することにより公有財産台帳に登録する旨を、制度所管課から各所管課に周知徹底した。 d 各種帳票の出力方法について 新システムからの各種帳票の出力について検討した結果、公有財産台帳は、現状ではシステム上のデータにより管理しており、システムから出力した帳票を各所管課が活用する場面が想定されないことから、特段の対応は不要と判断した。今後、各所管課において帳票を出力することが必要となった場合には、適宜対応を検討する。 e 台帳と直接関係のない情報等について システム上に登録された、公有財産台帳

数の種類の帳票を出力できるが、各種帳票の詳細について説明したマニュアルや通知等はなく、また、公有財産台帳として、当該帳票の中からの帳票を選択して出力すべきかについて、全庁に周知されていなかった。

e 公有財産台帳と直接関係のない情報（事務手続の備忘録等）が、新システムの公有財産台帳に掲載されていた。

f 建物の所在地について、住居表示が実施されていない区域の施設や、複数棟存在する施設の一部の建物は、所在地を空欄とする運用となっており、所在地の把握が効率的に行えない状況となっている。

（イ）問題点

公有財産台帳の登録内容に誤りがあったり、統一性がないと、財産の情報や実態の適切な把握が困難となることに加え、システムで管理していない事項については他の資料やデータを併せて参照する必要が生じることとなり、効率的な運用とは言えない。また、登録の可否等に係るルールを徹底しないままでは、真に登録すべき財産か否かの判断が外形上困難となり、新たに誤った登録を行ってしまうリスクが高まると言える。

（ウ）指摘

公有財産台帳の登録内容及び運用方法について、新システムを運用する中で確認された問題点や疑義について検証し、必要な見直しを行われない。また、新システムを効率的に運用するため、統一的なルールを定めた上で事務処理マニュアルに記載するとともに、必要に応じ職員に研修を行うなどして、全庁に周知されたい。

と直接関係のない情報（事務手続の備忘録等）が、公有財産台帳に掲載され、意図せず外部へ公表されてしまうリスクがあることを、制度所管課から各所管課に周知徹底した。

f 所在地が空欄の建物情報について

建物の所在地登録について検討した結果、現状の登録内容でも、「建物情報」と関連付けられた「施設情報」や「土地情報」により建物所在地を把握することができるため、特段の対応は不要と判断した。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
（3）契約 エ 個人情報に関する事務に係る再委託の 手続を適正に行うべきもの（建設局） （ア）事案及び問題点 個人情報に関する事務を委託する場合、 契約書に付記する個人情報取扱特記事項 において再委託が禁止されているが、 あらかじめ再委託先において講じられ る安全管理措置が発注者と同等程度であ ると認められ、市が書面により承諾を行 った場合は再委託ができることとされてい る。 しかしながら、受注者は市に対して報告 をしていたものの市による書面の承諾が 行われないうまま再委託が行われる事 例が見受けられた。 （イ）指摘 個人情報に関する事務に係る再委託の手 続については、契約約款に基づき、適正 に行われたい。	個人情報に関する事務に係る再委託の手 続については、令和7年12月1日付けで、 建設局長から各所属長に対して、適切 な事務執行を行うよう通知し、所属職員 に対し周知徹底を図った。 また、所属においては、適正な再委託の 手続に是正し、以後、適正な運用を行っ ている。